

水田農業の構造改革について

平成 26 年 2 月 17 日

東 海 農 政 局

目 次

- 農地中間管理機構による担い手への農地集積について 1ページ
- 米政策の見直しと水田フル活用について 4ページ

担い手への農地集積/耕作放棄地の発生防止・解消の抜本的な強化

【現状等】

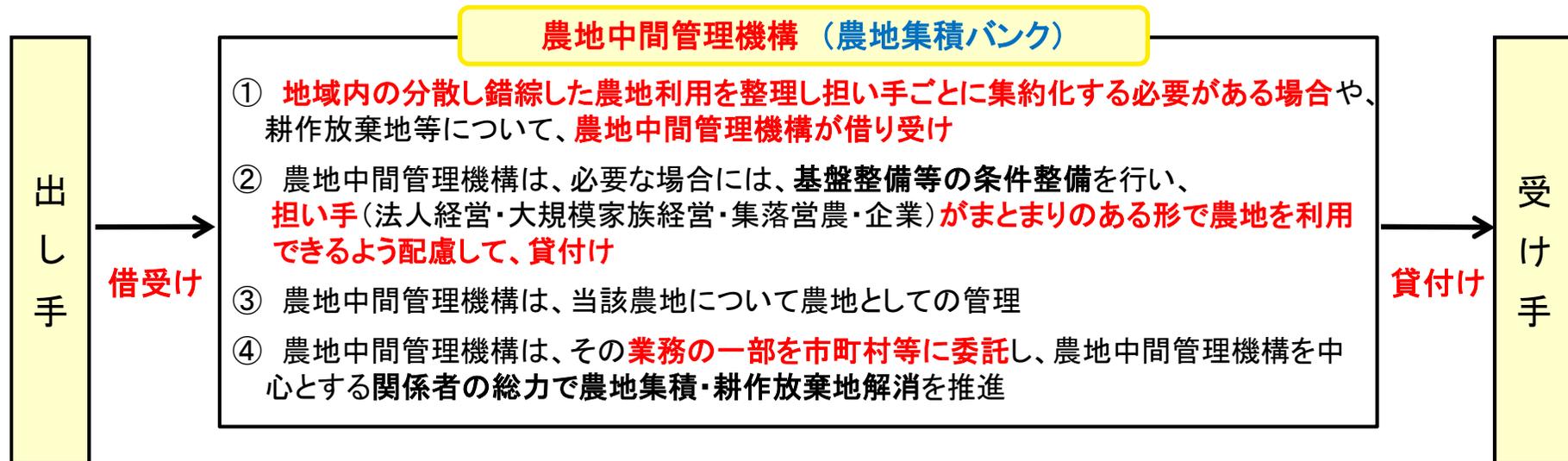
- この20年間で、耕作放棄地は約40万ha(滋賀県全体とほぼ同じ規模)に倍増。
- 担い手の農地利用は、全農地の5割。

目標

- 今後10年間で、**担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現**(農地の集積・集約化でコスト削減)

政策の展開方向

1. 農地中間管理機構の整備・活用 (法整備・予算措置・現場の話し合いをセットで推進)



2. 耕作放棄地対策の強化

- 既に耕作放棄地となっている農地のほか、耕作していた所有者の死亡等により耕作放棄地となるおそれのある農地(耕作放棄地予備軍)も対策の対象とする。
- 農業委員会は、所有者に対し、農地中間管理機構に貸す意思があるかどうかを確認することから始めることとする等、**手続の大幅な改善・簡素化により、耕作放棄状態の発生防止と速やかな解消を図る。**
- 農地の相続人の所在がわからないこと等により所有者不明となっている耕作放棄地については、**公告を行い、都道府県知事の裁定により農地中間管理機構に利用権を設定。**

農地中間管理機構関連予算の概要

【予算額：705億円
(補正:400億円/当初:305億)

機構への農地の出し手に対する支援 (機構集積協力金)

【253億円】
《全額国庫補助》

- (1) 地域に対する支援 (140億円)
機構にまとまった農地を貸し付ける
地域に対する支援
(地域集積協力金)
・ 地域内の農地のうち機構への貸付割合に応じ、地域に交付金を交付
- (2) 個々の出し手に対する支援
 - ① 経営転換・リタイアする場合の支援
(経営転換協力金) (65億円)
 - ② 農地の集積・集約化に協力する場合の支援 (耕作者集積協力金)
(45億円)

農地中間管理機構の業務に対する支援 (農地中間管理機構事業)

【314億円】

- (1) 事務費
機構の運営・業務委託に必要な経費
〔定額補助〕
- (2) 事業費
 - ① 農地の賃料
 - ② 農地の管理・保全に要する経費 (土地改良の負担金を含む)
〔定率補助と農地集積奨励金の2本立て〕
 - ・ 農地集積奨励金は、機構における農地の滞留を防止し、担い手への集積・集約化を推進するインセンティブとなるよう、貸付率 (機構の貸付面積 / 機構の借受面積) に応じて段階的に増加するスキーム
 - ・ 実質的な国庫負担は、最大で90% (当初3年間は95%)
- (3) その他〔資金の借入れに対する利子補給〕
 - ① 簡易整備費等
 - ② 農地の買入に係る経費

農地集積・集約化の基礎業務への支援

《全額国庫補助》

- (1) 農地台帳電子地図システムの整備・公表 (110億円)
- (2) 耕作放棄地所有者への意思確認等 (28億円)

農地の出し手に対する支援 (機構集積協力金)

【予算額 253億円】
(補正153億円/当初100億円)

地域に対する支援 (地域集積協力金)

【140億円】

1 交付対象者

市町村内の「地域」

※「地域」とは、集落など、外縁が明確である同一市町村内の区域のこと。

2 交付要件

「地域」内の農地の一定割合以上が機構に貸し付けられていること
※毎年度一定時点で判断

3 交付単価

地域内の全農地面積のうち機構への貸付割合に応じた単価を機構への貸付面積に乗じた金額を交付
(使い方は地域の判断)

2割超5割以下：2.0万円/10a

5割超8割以下：2.8万円/10a

8割超：3.6万円/10a

※27年度までの特別単価(=基本単価の2倍)(28・29年度は1.5倍、30年度は基本単価)

個々の出し手に対する支援

経営転換・リタイア する場合の支援 (経営転換協力金)

【65億円】

1 交付対象者

機構に貸し付けることにより、

- ・経営転換する農業者
- ・リタイアする農業者
- ・農地の相続人

2 交付要件

- ・全農地を10年以上機構に貸し付け、かつ、
- ・農地が機構から受け手に貸し付けられること
(集落営農と特定農作業委託契約を10年以上締結した場合も対象)

3 交付単価

0.5ha以下：30万円/戸

0.5ha超2ha以下：50万円/戸

2ha超：70万円/戸

農地の集積・集約化に 協力する場合の支援 (耕作者集積協力金)

【45億円】

1 交付対象者

機構の借受農地等に隣接する農地(交付対象農地)を、

- ・自ら耕作する農地を機構に貸し付けた所有者
- ・所有者が農地を機構に貸し付けた場合の当該農地の耕作者

2 交付要件

- ・交付対象農地を10年以上貸し付け、
- ・かつ、当該農地が機構から受け手に貸し付けられること

3 交付単価

2万円/10a

※27年度までの特別単価(=基本単価の4倍)

(28・29年度は2倍、30年度は基本単価)

※ このほか交付事務費として3億円

新たな米政策の在り方

生産者や集荷業者・団体が、自らの経営判断や販売戦略に基づき、需要に応じた米生産を推進していくことが重要。このため、環境整備を進める中で、需要に応じた生産の定着状況をみながら、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らない状況にしていくことを、行政・生産者団体・現場が一体となって推進。

<現在>

○ 生産数量目標の配分

主食用米の需要が減少傾向。これに即して、国は都道府県別の生産数量目標を配分し、行政が個々の農業者に主食用米の生産数量目標を配分。

(一人当たり消費量: 昭和37年 118kg → 平成24年 56kg)



○ 生産調整のメリット措置

生産数量目標の範囲内で主食用米を生産した生産者に対して、

- ・米の直接支払交付金(1.5万円/10a)
- ・米の変動補填交付金(生産者抛出なし、10割補填)を交付。

生産調整については、強制感を伴うペナルティを廃止し、実質的には選択制となっているものの、行政による生産数量目標の配分が残存。



<今後の方向>

○ 行政による生産数量目標の配分を見直し

定着状況をみながら、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、取り組む

→ **生産者が自らの経営判断、販売戦略に基づき、需要に応じた生産を推進**



(環境整備)

- ・現在国が提供している全国ベースの主食用米の需給情報に加え、よりきめ細かい県レベルでの販売進捗や在庫情報、価格情報を提供
- ・中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進 等

生産者が、需要をみながら、どのような米を、いくら作るかなど、生産する量や作付方針を自ら決められるようにすることで、生産者の経営の自由度を拡大



水田活用の直接支払交付金の概要(平成26年度)

【予算額:277,026百万円】

○ 水田で飼料用米、麦、大豆等を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ります。

【交付対象者】

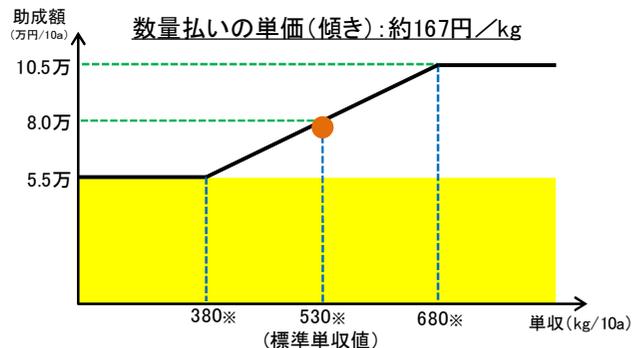
販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

【支援内容】

① 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 5.5万円～10.5万円/10a

＜飼料用米、米粉用米の交付単価のイメージ＞



注1:数量払いによる助成は、農産物検査機関による数量確認を受けていることが条件

注2:※は全国平均の数値であり、各地域への適用に当たっては、当該地域に応じた単収(配分単収)を適用

② 二毛作助成 1.5万円/10a

(主食用米と戦略作物助成の対象作物、又は戦略作物助成の対象作物同士を組み合わせによる二毛作を支援)

作付パターン(例)	交付金額(10a当たり)
主食用米 + 麦	(米の直接支払) + 1.5万円
麦 + 大豆	3.5万円 + 1.5万円
飼料用米 + 麦	5.5～10.5万円 + 1.5万円
米粉用米 + 飼料用米	5.5～10.5万円 + 1.5万円

③ 耕畜連携助成 1.3万円/10a

(飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環の取組を支援)

④ 産地交付金

○ 地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、麦・大豆を含む産地づくりに向けた取組を支援します。

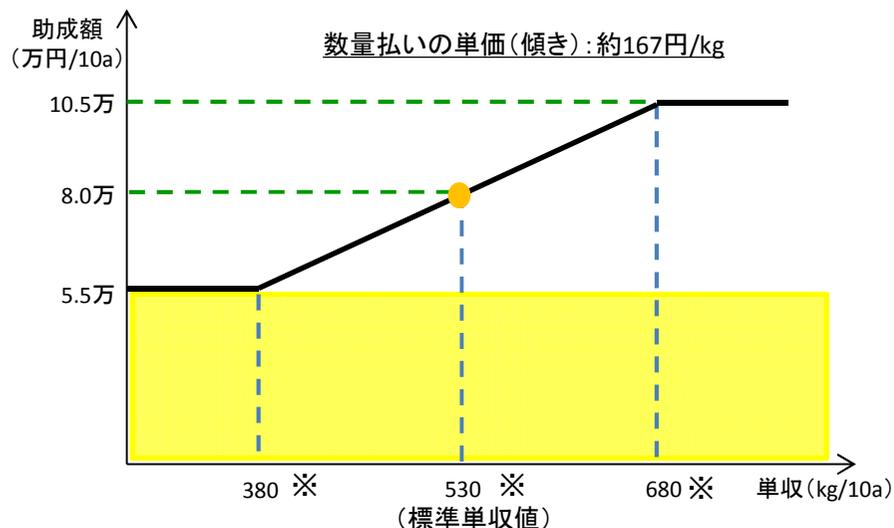
○ 地域の取組に応じた追加配分を都道府県に対して行います。

対象作物	取組内容	追加交付単価
飼料用米、米粉用米	多収性専用品種への取組	1.2万円/10a
加工用米	複数年契約(3年間)の取組	1.2万円/10a
備蓄米	平成26年産政府備蓄米の買入札における落札	0.75万円/10a
そば、なたね	作付の取組	(基幹作)2.0万円/10a (二毛作)1.5万円/10a

飼料用米等の数量払いについて（仕組みの概要）

○ 飼料用米及び米粉用米について、単収向上の取組へのインセンティブとして、生産数量に応じて交付金を支払う数量払いを導入。

＜飼料用米、米粉用米の交付単価のイメージ＞



注:
 ※は、全国の平年単収(標準単収値)に基づく数値
 標準単収値は、各地域等における当年の作柄変動では調整しない。
 例えば、当年における当該地域の作況指数が105であった場合、標準単収値に1.05を乗じるような調整は行わない。

数量払いの仕組みの概要（案）

対象作物の範囲	飼料用米、米粉用米
対象品種の範囲	規定しない(主食用品種も対象となる)
交付単価	単収が、 ・ 標準単収値±150kg/10aの間にある場合は、左記の算定式により求められる交付単価 ・ 標準単収値+150kg/10a以上の場合は、10.5万円/10a ・ 標準単収値▲150kg/10a以下の場合は、5.5万円/10a
標準単収値	市町村等が各地域に応じて、農業者への主食用米の生産数量目標の配分に際して定めている単収値(配分単収)
数量等の確認	農産物検査法に基づく登録検査機関において、農産物検査の枠組みによって確認する

＜交付単価の算定式＞

(単収が標準単収値±150kg/10aの間にある場合)

交付単価

$$= 8万円/10a$$

$$+ 2.5万円/150kg \times (\text{当該生産者の単収} - \text{標準単収値})$$

食料自給率・自給力の向上に向けた水田のフル活用

～ 需要に応じた戦略作物等の振興 ～

- マーケットインの発想に基づき、飼料用米・麦・大豆などの戦略作物等について、生産性の向上や高付加価値化を後押しし、水田のフル活用を図る。これにより、食料自給率・自給力も向上。

<現在>

- 水田における飼料用米・麦・大豆など

水田活用の直接支払交付金※

- ・ 戦略作物助成
→ 作付面積に応じて一定額を交付
- ・ 産地資金
→ 地域が取り組み内容(作物)、単価を設定

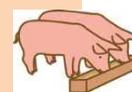


<今後の方向>

食料自給率・自給力の向上を図る観点から、水田のフル活用

- ・ 需要のある飼料用米等の生産性の向上と本作物化

数量払いの導入と多収性品種の取組へのインセンティブの付与



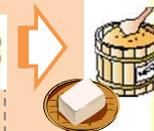
- ・ 主食用米と作期をずらして飼料用米に取り組み、機械や労働力を最大限に活用
- ・ 稲作全体について、生産性の大幅な向上と生産コストの削減
- ・ 経営規模の一層の拡大や農地の集約化

- ・ ニーズの高い麦、大豆などの振興

生産拡大と生産性の向上を後押し



- ・ 地域の裁量に委ねられた戦略的な交付金(旧:産地資金)により、6次産業化に向けた特色のある魅力的な製品の産地づくり



地域における作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」の作成と地域の裁量による戦略的な交付金(旧:産地資金)の活用



目指す姿

マーケットインの発想に基づき、飼料用米・麦・大豆など需要のある作物を振興し、所得を増大

生産コストの削減、農業経営の規模拡大・構造改革に寄与

水田のフル活用により、食料自給率・自給力を向上

意欲ある生産者にとって経営の選択肢が拡大

※ 生産数量目標に従っているか否かに関わらず交付